

昭和十六年三月

人 口 政 策 確 立 要 綱

人 口 問 題 研 究 所

本要綱ハ部内ノ参考ニ資スル爲印刷ニ付シ謄寫ニ代ヘタルモノナリ

昭和十六年三月

人口問題研究所

人口政策確立要綱（昭和十六年一月二十二日閣議決定）

第一 趣旨

東亞共榮圏ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ、之ガ達成ノ爲ニハ人口政策ヲ確立シテ我國人口ノ急激ニシテ且ツ永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上トヲ圖ルト共ニ東亞ニ於ケル指導力ヲ確保スル爲其ノ配置ヲ適正ニスルコト特ニ喫緊ノ要務ナリ

第二 目標

右ノ趣旨ニ基キ我國ノ人口政策ハ内地人人口ニ就キテハ左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差當リ昭和三十五年總人口一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム

- 一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト
- 二、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト
- 三、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト
- 四、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル爲其ノ適正ナル配置ヲナスコト

第三 右ノ目的ヲ達成スル爲採ルベキ方策ハ左ノ精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ

計畫ス

一、永遠ニ發展スベキ民族タルコトヲ自覺スルコト
二、個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立、徹底ヲ圖ルコト

ト

三、東亞共榮圈ノ確立、發展ノ指導者タルノ矜恃ト責務トヲ自覺スルコト

四、皇國ノ使命達成ハ内地人人口ノ量的及質的ノ飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底スルコト

第四 人口增加ノ方策

人口ノ增加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ增加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス

一、出生增加ノ方策

出生ノ增加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫ス

之ガ爲採ルベキ方策概ネ左ノ如シ

(イ) 人口増殖ノ基本的前提トシテ不健全ナル思想ノ排除ニ努ムルト共ニ健全ナル家族制度

ノ維持強化ヲ圖ルコト

團體又ハ公營ノ機關等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指導ヲナサシムルコト
結婚費用ノ徹底的輕減ヲ圖ルト共ニ、婚資貸付制度ヲ創設スルコト

現行學校制度ノ改革ニ就キテハ特ニ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト

(ホ) (ニ) (ハ) (ロ)
高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト
(ヘ) 女子ノ被傭者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ採ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及就業條件ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト

(ト) 扶養家族多キ者ノ負擔ヲ輕減スルト共ニ獨身者ノ負擔ヲ加重スル等租稅政策ニ就キ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト

(チ) 家族ノ醫療費、教育費其ノ他ノ扶養費ノ負擔輕減ヲ目的トスル家族手當制度ヲ確立スルコト

之ガ爲家族負擔調整金庫制度（假稱）ノ創設等ヲ考慮スルコト

(リ) 多子家族ニ對シ物資ノ優先配給、表彰、其ノ他各種ノ適切ナル優遇ノ方法ヲ講ズルコ

(ヌ) 妊産婦乳幼兒等ノ保護ニ關スル制度ヲ樹立シ產院及乳兒院ノ擴充、出產用衛生資材ノ配給確保、其ノ他之ニ必要ナル諸方策ヲ講ズルコト

(ル) 避妊、墮胎等ノ人爲的產兒制限ヲ禁止防遏スルト共ニ、花柳病ノ絶滅ヲ期スルコト

二、死亡減少ノ方策

死亡減少ノ方策ハ當面ノ目標ヲ乳幼兒死亡率ノ改善ト結核ノ豫防トニ置キ一般死亡率ヲ現在ニ比シ二十年間ニ概ニ三割五分低下スルコトヲ目標トシテ計畫ス此ノ目的達成ノ爲採ルベキ方策概ネ次ノ如シ

(イ) 保健所ヲ中心トスル保健指導網ヲ確立スルコト

(ロ) 乳幼兒死亡率低下ノ中心目標ヲ下痢腸炎、肺炎及先天性弱質ニ依ル死亡ノ減少ニ置キ、之方爲都市農村ヲ通ジ母性及乳幼兒ノ保護指導ヲ目的トスル保健婦ヲ置クト共ニ保育所ノ設置、農村隣保施設ノ擴充、乳幼兒必需品ノ確保、育兒知識ノ普及ヲ圖リ併セテ乳幼兒死亡低下ノ運動ヲ行フコト

(ハ) 結核ノ早期發見ニ努メ產業衛生並ニ學校衛生ノ改善、豫防並ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等ヲナスト共ニ各廳連絡調整ノ機構ヲ整備シテ結核對策ノ

確立徹底ヲ期スルコト

(ニ) 健康保険制度ヲ擴充強化シテ之ヲ全國民ニ及ボスト共ニ醫療給付ノ外豫防ニ必要ナル
諸般ノ給付ヲナサシムルコト

(ホ) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ改善ヲ圖ルコト
過勞ノ防止ヲ圖ル爲國民生活ヲ刷新シテ充分ナル休養ヲ採リ得ル如クスルコト
(ト) 國民榮養ノ改善ヲ圖ル爲榮養知識ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ、榮養食ノ普及、團體給食
ノ擴充ヲナスコト

(チ) 醫育機關並ニ醫療及豫防施設ノ擴充ヲナスト共ニ醫育ヲ刷新シ豫防醫學ノ研究及普及
ヲ圖ルコト

第五 資質增强ノ方策

資質ノ增强ハ國防及勤勞ニ必要ナル精神的及肉體的ノ素質ノ增强ヲ目標トシテ計畫ス

(イ) 國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大都市ヲ疎開シ人口
ノ分散ヲ圖ルコト

之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス

(ロ) 農村ガ最モ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現狀ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ維持

ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

(ハ) 學校ニ於ケル青少年ノ精神的及肉體的鍊成ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、教科ノ刷新ヲ行ヒ訓練ヲ強化シ、教育及訓練方法ヲ改革スルト共ニ體育施設ノ擴充ヲナスコト

(ニ) 都市人口激増ノ現狀ニ鑑ミ特ニ都市ニ於ケル青少年ノ心身ノ鍊成ヲ強化シテ之ヲシテ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タラシムルコト

(ホ) 青年男子ノ心身鍊成ノ爲一定期間義務的ニ特別ノ團體訓練ヲ受ケシムル制度ヲ創設スルコト

(ヘ) 各種厚生體育施設ヲ大量ニ増加スルト共ニ健全簡素ナル國民生活樣式ヲ確立スルコト
(ト) 優生思想ノ普及ヲ圖リ、國民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト

第六 資料ノ整備

一、人口動態及靜態ニ關スル統計ヲ整備改善スルコト
二、國民體力法ノ適用範圍ヲ擴張シ其ノ內容ヲ充實スルト共ニ其ノ他ノ體力及保健ニ關スル資料ヲ整備充實スルコト

第七 機構ノ整備

一、人口問題ニ關スル統計、調查、研究ノ機構ヲ整備充實スルコト

二、人口政策ノ企畫、促進及實施ノ機構ヲ整備充實スルコト



